

改 正 後	改 正 前
<u>譲渡による収入金額が同号の土地建物等の取得価額を超える場合の当該超える金額をいう。）があるときは、当該交換差金等の額を交換等したそれぞれの資産の交換等の時の価額（契約等によりそれぞれの資産の交換等による収入金額が明らかであり、かつ、その額が適正であると認められる場合には、そのそれぞれの収入金額）の比によりあん分して計算した金額をそれぞれの資産に係る交換差金等とする。</u> <u>（相続人が譲受け土地建物等を取得した場合）</u> <u>37の9の2－7 措置法第37条の9の2第1項第2号に規定する譲渡をした個人が、民間都市開発推進機構から認定事業用地の区域以外の地域内にある土地建物等を取得する前に死亡した場合であっても、その相続人が当該譲渡の日の属する年の翌年12月31日までに、当該死亡した個人が締結した37の9の2－5に定める方式による契約に従って、当該土地建物等を取得したときは、その死亡した者の当該譲渡につき同項の規定を適用することができるものとする。</u> <u>（他の課税の特例に関する取扱いの準用）</u> <u>37の9の2－8 33－49、34－3、37－2、37の3－3の取扱いは、措置法第37条の9の2第1項の規定を適用する場合について準用する。</u> 措置法第39条（相続財産に係る譲渡所得の課税の特例） 関係 （換地処分等により取得した資産を譲渡した場合） 39－3 …… <u>緑資源公団法第18条第1項第7号イ（業務の範囲）の事業又は……。</u>	（新 設） （新 設） 措置法第39条（相続財産に係る譲渡所得の課税の特例） 関係 （換地処分等により取得した資産を譲渡した場合） 39－3 …… <u>農用地整備公団法第19条第1項第1号イ（業務の範囲）の事業又は……。</u>